

国指定 重要文化財

三木造十一面觀音立像

大正六年八月十三日 指定

所在地 山口市八幡馬場八三番地

この像は寺伝によれば大内氏の祖である琳聖太子が百濟國から來朝したときに請来されたものと伝えられている。中國唐代の作と考えられる。一木造り、素地で材は楠とも桙ともいわれはつきりしない。

後には大内政弘の念持仏として、宮野の泊瀬觀音堂の本尊になつて、いたが、堂の荒廃にともなつて神福寺に移され祀られている。

秘仏のためふたんは公開されていない。蓮華座の上に立つ高さ四九・五cmの小像であるが製作年代が古いことと作りがすぐれていてることにより、指定されている。十一面觀音の特徴は頭上に十一面の化仏を載せていることで、祈念すれば現世利益十種と来世の果報四種の功德があるといわれている。

本像は化仏の多くが脱落しており、五面しか残っていない。また両手の指先、鼻頭や口唇に破損している所があるので惜しいことである。

秘仏であるので、通常は見ることができない。